

社会福祉法人聖母福祉会

聖ヨゼフの園身体拘束廃止の指針

(総則)

第1条 この指針は、社会福祉法人聖母福祉会聖ヨゼフの園（以下「施設」という。）が一丸となって利用者に対する身体拘束を廃止し、もって利用者の人権及び尊厳を守るため、次の各号に掲げる諸活動を推進することを目的とする。

- 一 身体拘束の理解
- 二 身体拘束の防止
- 三 身体拘束の廃止

(身体拘束の定義)

第2条 厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では次に掲げる11の行為を身体拘束に該当するとしている。

- (1) 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

ただし、施設では上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為はすべて身体拘束とみなすものとする。

(身体拘束廃止の根拠)

第3条 次の各号に掲げる見地に立ち、施設では身体拘束廃止に向けて取り組むものとする。

- 一 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。（「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」第11条第4項）
- 二 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。（「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」第11条第5項）

三 基本人権は、全ての利用者の保障されている権利であり、身体拘束を行うことはその基本的人権を侵害することである。

(委員会の設置)

第4条 身体拘束廃止について施設を挙げて取り組むため、施設に「身体拘束廃止検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 施設長
- 二 看護職員
- 三 介護職員
- 四 介護支援専門員
- 五 生活相談員
- 六 その他、施設長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、施設長は前項の職種より委員長を任命することができる。

4 委員会は委員長が召集する。

5 委員会は身体拘束対象者の有無に問わらず、少なくとも1月に1回以上の定例会を開催し、身体拘束に係るカンファレンスの実施にあたっては、臨時会を開催する。

(委員会の任務)

第5条 委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 身体拘束に係る施設の現状把握
- 二 身体拘束廃止に向けたケアのあり方検討
- 三 身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続きの策定
- 四 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- 五 身体拘束実施中の経過観察及び解除に向けた検討
- 六 身体拘束解除後の経過観察状況の確認
- 七 身体拘束廃止に向けた施設内研修のあり方検討
- 八 その他身体拘束廃止を推進するために必要な活動

(身体拘束を実施する場合の手続き)

第6条 身体拘束を実施する場合の手続きは次の各号に定めるとおりとする。

一 臨時会の開催

委員会の臨時会を開催し、身体拘束による利用者の心身への弊害、身体拘束をしない場合のリスクについて検討し、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件を満たしているか慎重に判断し、その理由を整理する。

二 利用者本人及び家族に対する説明

ア 生活相談員は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(様式1)を作成し、利用者本人及び家族に説明する。十分な理解を得られた場合は、説明書に説明を受けた旨の記名押印をいただく。

イ 説明は身体拘束実施予定期間開始前に行い、対面式により行う。

ウ　家族が県外居住者である等、対面式での説明が困難な場合は、説明書を郵送し、電話にて説明書の内容を詳細に説明する。十分な理解を得られた場合は、説明書に説明を受けた旨の記名押印をいただき、書類を提出してもらう。

三　記録及び再検討

ア　身体拘束に係る記録は毎日、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録・再検討記録」（様式2）に記載し、帳簿として保管する。

イ　身体拘束開始後、臨時会におけるカンファレンスを開催し、身体拘束廃止に向けた検討を行う。

四　身体拘束の解除

ア　再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに解除する。

イ　身体拘束実施予定期間内に、拘束解除を行えないと判断した場合は、改めて「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」（様式1）により説明を行う。十分な理解を得られた場合は、説明書に説明を受けた旨の記名押印をいただく。

（記録の保存）

第7条　身体拘束に関する諸記録は利用終了後5年間保存する。

（指針等の見直し）

第8条　本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附　則

この指針は、平成27年9月1日から施行する。

(様式 1)

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討することを約束いたします。

記

- | |
|---|
| A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。 |
| B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。 |
| C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。 |

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為（部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園

施設長

印

記録者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認しました。

平成 年 月 日

氏名

印

(続柄)

(様式2)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

樣